

わいせつな行為根絶のための特別対策について(案)

平成 28 年 10 月 26 日

長野県教育委員会

1 経過

長野県教育委員会では、平成 25 年 7 月から「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に基づき、非違行為防止に向け様々な取組を進めてきた。

その結果、非違行為による懲戒処分件数は減少してきており、一定の成果がみられた。

しかしながら、平成 28 年度に教職員によるわいせつな行為事案が複数発生し、児童・生徒や保護者をはじめとする県民の学校教育に対する信頼が大きく揺らいでいる。

このため、わいせつな行為根絶に向けてさらに踏み込んだ対策を検討することとした。

※「わいせつな行為」とは、県教育委員会の「懲戒処分等の指針」に規定されている同行為

(1) 検討方法

局内に対策チームを設置し、以下の内容を実施した。

- ①専門家の助言を受けながら、わいせつな行為をした者からその内容や心境を聴取し、過去の事案も含めその背景や要因等をより深く把握・分析する。
- ②聴取内容に基づき、専門家の意見を踏まえ、対策チームにおいて防止対策を検討する。

(2) 検討状況

- ①対策チームによる会議 10 回
- ②コンプライアンスアドバイザー等への相談、意見聴取 6 回
(法律や規定関係、臨床心理関係)

2 検討結果

(1) 背景・要因

専門家の意見を踏まえて、分析・検討し、わいせつな行為の背景・要因を整理した。

規範意識が欠如していることに加えて、下記の点が背景・要因として考えられる。

①自己を認識することや他者を理解する力が欠如している

わいせつな行為を行った者は、研修を他人事と捉えていたり、都合の悪いことから逃げたり、心の弱い部分を直視できない傾向がある。また、状況を客観的に見ることや被害者の気持ちを推し量ることができない状況が見受けられる。これらのことから、自己を認識することや他者を理解する力が欠けていることがうかがえる。

②自分の心を開けるような人間関係が築けていない

わいせつな行為を行った者は、本音を言える場や、本音を言える相手がいなかったのではないかと、また、学校や社会で人とのつながりが希薄だったのではないかと考えられる。自分をさらけ出すことが不得手で、心を開いた人間関係が築けていない。

③心理や行動に病的傾向がうかがえる

盗撮などのわいせつな行為が繰り返されており、依存症とも考えられるケースもある。

④学生から社会人への切り替えがうまくできていない

わいせつな行為を行った者は、教職員の社会的立場が学生とは異なることへの認識が希薄なままである。

(2) 特別対策

上記(1)のとおり整理、分析した結果を踏まえ、別紙のとおり特別対策を策定した。

なお、これら対策は、効果的な取組となるよう実施状況を確認しながら、随時追加・見直しを行い継続的に実施していく。

わいせつな行為根絶のための特別対策(案)

平成 28 年 10 月 26 日

長野県教育委員会

平成 25 年 7 月から実施している「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、今回新たに、わいせつな行為根絶のための特別対策を策定し、迅速かつ重点的に取り組む。なお、この対策は、必要に応じて随時追加・見直しを行い、継続的に実施していく。

1 校内研修の充実・改善（対象者数：全教職員約 18,000 人）

- (1) 研修を行う際、小グループでのワークショップ形式を必ず組み込むことにより、同僚との対話を通じて自分自身を率直に出し合い、自己を認識することや他者を理解する力を養う。
- (2) 相談しやすい環境をつくるため、同世代や同性のグループで研修を行う。

2 校外研修の充実・改善（約 2,800 人／年）

一人ひとりが自分ごととするため、ライフステージ別研修にワークショップ形式を組み込むとともに専門家による研修を導入する。

※ ライフステージ別の対象教職員数：初任者研修 約 450 人、5 年経験者研修 約 350 人、10 年経験者研修 約 300 人、キャリアアップ研修 約 300 人、管理職研修 約 1,400 人

3 専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂

一人ひとりの心に響く効果的な研修とするため、テキスト等をリニューアルする。

4 自己分析支援チェックシートの導入（全教職員）

自分が陥りやすい危険性を理解し、防止に向け自ら行動するため、専門家監修のわいせつ行為に対する自己分析支援チェックシートを作成する。

5 チェックシートと連動した相談窓口の整備

チェックシート結果により相談が必要となった者が未然防止のためのアドバイス等を受けるため、内外の相談機関と連携を図り相談先の提供を行う。








6 採用前におけるわいせつ行為防止研修（約 450 人／年）

わいせつな行為は、被害者の人権を傷つけることはもとより、自分の身分や家族、社会に与える影響が重大であることを理解させるため、採用予定者に対して任用前に事例を用いて具体的に説明する。（学生気分との決別、社会人となる責任の大きさを認識させる。）

7 教員養成大学と連携して法令遵守の意識を養う講習の検討

教員を目指す学生の規範意識を養うため、県教育委員会の教職員等が講師となって講習を行う。

○対策スケジュール

対 策	平成28年度					平成29年度					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1 校内研修の充実・改善	○すべての学校で速やかに実施  ・小グループでのワークショップによる研修の実施 ・男女別や年代別による研修の実施										
2 校外研修の充実・改善	○教員研修に含め実施  ・研修計画の策定 ・研修の実施										
3 専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂	○資料・事例集を随時研修に活用  ・専門家からのアドバイスを得て資料作成										
4 自己分析支援チェックシートの導入	○平成29年度から活用  ・専門家からのアドバイスを得て資料作成 ・活用方法検討 ・実施方法の周知 ・4月から試行実施、その後導入へ チェックシート結果から相談窓口へ										
5 チェックシートと連動した相談窓口の整備	○平成29年度から相談実施  ・相談窓口候補との調整 ・実施方法の周知 ・4月から試行実施										
6 採用前におけるわいせつ行為防止研修	○平成29年度採用者から実施  ・研修方法検討、資料作成										
7 教員養成大学と連携して法令遵守の意識を養う講習の検討	○平成29年度から実施  ・大学と協議 研修方法検討、調整										